

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課

**【改正の概要】**

- ・平成 18 年度から実施している特別職及び職員の給与減額措置の終了時期を 1 年延長する。
- ・試験研究機関における管理職の給料表の適用見直しに伴う経過措置に係る規定を削除する。

**1 減額率**

〔現行〕

区 分		給 料
特別職	知事	25/100
	副知事	15/100
	教育長、管理者及び 常勤監査委員	12/100
その他の職員	特定幹部職員	1.0/100
	管理職員	0.5/100
	一般職員	なし

知事等の特別職に支給される期末手当の額は、減額後の給料月額に基づき計算される。

**2 条例の有効期限の延長**

この条例は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

平成 24 年 3 月 31 日

**3 試験研究機関における管理職の給料表適用見直しに係る経過措置規定の削除**

平成 20 年 4 月から実施していた試験研究機関における管理職の給料表の適用見直しに伴う経過措置期間が平成 23 年 3 月末をもって終了するため、当該経過措置に係る規定を削除する。

施行日	公布日。ただし、3 に係る部分は平成 23 年 4 月 1 日。
-----	----------------------------------

**【その他参考事項】**

職員の区分

区 分	対 象 者
特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの
管理職員	管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）
一般職員	上記以外の職員